

## 飯田市屋外広告物条例による届出

次に掲げる行為は届出を要しない〔抜粋〕

非常災害のため必要な応急措置として行う行為

通常管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・ 広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為（色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。）で行為の対象の面積が 10 m<sup>2</sup>を超えない行為

次に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為

- (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
  - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
  - (3) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（表示面積の合計 10 m<sup>2</sup>以下。景観育成基準に適合するものに限る。）
  - (4) 祭典その他慣例上使用するもの（祭典その他年中行事等のためにするもの）
  - (5) 一時的又は仮設的なもの（表示期間及び責任者の住所・氏名を 25cm<sup>2</sup>の範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの）
  - (6) 営利を目的としないもの（交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの。会合その他催物に関するもの。はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類。報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件など。）
- 国、地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為